

沖縄県住宅供給公社発注の委託業務に係るプロポーザル方式 試行要領

令和5年9月30日 要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県住宅供給公社（以下、「公社」という。）の発注する委託業務において、その内容が高度なもの又は専門性が要求されるものであって、業務に係る実施体制、実施方針、技術提案又は企画提案等に関する提案書（以下「技術提案書等」という。）に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務について、プロポーザル方式により技術提案書等を特定するための試行手続きに関し、別に定めるものの他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式：技術提案書等を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、提出された技術提案書等の内容が当該業務の履行に最も適したものを特定し、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき随意契約により契約する方式をいう。
- (2) 契約担当者：公社理事長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 主務課長：当該業務の履行に関する事務を分掌する担当課長をいう。
- (4) 特定基準：技術提案書等を特定するために定める、評価項目、評価基準、配点、評価点等に係る基準をいう。

(対象業務)

第3条 当該要領を適用するプロポーザル方式の対象とする業務は、契約担当者又は主務課長が必要と認める業務とする。

ただし、著作権等を必要とする業務は対象としない。

(評価方式)

第4条 評価方式は、総合評価型とし、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（以下「特定テーマ」という。）を示し、特定テーマに関する技術又は企画（以下、「技術等」という。）提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術等的に最適な者を特定する。

(審査会)

第5条 参加資格、技術力又は企画力（以下、「技術力等」とする。）の審査・評価を行うため、審査会において次の所掌事務を行う。

- (1) 審査会は、次の事務を所掌するものとする。
 - ア プロポーザル方式の採用の必要性の確認
 - イ 参加資格要件の確認
 - ウ 参加資格要件の設定に係る審査
 - エ 評価項目、評価基準、配点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る確認
 - オ 評価項目、評価基準、配点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る審査
 - カ 参加資格の有無の確認
 - キ 参加資格要件の有無の評価
 - ク 技術等資料の評価の確認
 - ケ 技術等資料に関する審査・評価
 - コ 技術提案書等の特定のための確認

2 審査会の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

(参加資格要件)

第6条 参加資格要件は、別に定めるものとする。

なお、期限までに参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）、技術提案書等及びその内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）を提出しない者、並びに参加資格がないと認められた者は、本プロポーザル方式に参加させないものとする。

- 2 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等及び証明資料（以下「技術等資料」という。）の差し替え又は再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして技術審査会が承認した場合はこの限りではない。

(技術力等の評価基準)

第7条 技術力等の評価基準は、別に定めるものとする。

(公告及び参加説明書の配布等)

第8条 主務課長は、公社が準用する地方自治法施行令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定並びに入札公告に準じて、公告するものとする。

なお、公告場所は、公社のホームページへの掲載とする。

- 2 前項における掲示期間は、公告日から参加表明書の提出期限日までとする。
- 3 主務課長は、公告後速やかに当該業務を所轄する主務課（以下「主務課」という。）において、当該業務に係るプロポーザル参加説明書（以下「参加説明書」という。）の縦覧を行うとともに、参加希望者に当該公告の写し、参加説明書を配布する。

なお、詳細図面等の資料の入手に費用が掛かる場合は、その旨を入札公告に掲載するものとする。

- 4 手続き開始の公告において、次の事項を明示する。

- (1) プロポーザル方式を採用していること。
- (2) 当該プロポーザル方式に係る特定基準。

(参加説明書に対する質問及び回答)

第9条 参加説明書を提出しようとする者又は技術提案書等を提出しようとする者は、参加説明書について、書面により質問をすることができる。ただし、主務課長が参加資格が無いと判断する者は、質問をすることができない。

- 2 前項の書面は、参加説明書の提出にあつては4日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、技術提案書等の提出にあつては7日（休日を除く。）前までに主務課に持参しなければならない。郵送又は電送（FAX含む。）によるものは受け付けない。
- 3 主務課長は、質問に対する回答を公告掲載の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に主務課において掲示又はその他の方法により周知するものとする。

(技術資料の作成に関する説明会)

第10条 技術提案書等の作成に関する説明会を行う場合は、公告日から実施できるものとする。

(参加表明書及び証明資料の提出)

第11条 参加希望者は、主務課長に、参加表明書及び証明資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出期限までに、原則として持参により2部提出しなければならない

- 2 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、参加希望者の負担とする。
- 3 主務課長は、参加希望者から提出された参加表明書等について返却しない。
- 4 主務課長は、当該業務の参加資格の確認及び評価以外に、参加希望者から提出された参加表明書等を無断で使用してはならない。

(選定者の選定及び審査)

第12条 主務課長は、技術提案書等の提出を要請する者（以下「選定者」という。）を選定するにあたっては、あらかじめ審査会の議を経るものとする。

- 2 審査会は、前項の選定を行う場合に必要に応じて、提出された参加表明書等の記載内容について参加希望者のヒアリングを実施することができるものとする。
- 3 契約担当者は、参加希望者が多数いる場合には、技術力等の評価基準により求めた評価点の上位から3者以上の者に対して、技術提案書等の提出を要請することができるものとする。
- 4 前項の場合に主務課長は、公告にその旨を明記し、参加説明書に評価項目及び配点等を明記するものとする。

(選定者等への通知)

- 第13条 主務課長は、前条の結果に基づき選定者へ通知するものとする。また、選定者として選定されなかったもの（以下「非選定者」という。）にも同様に通知するものとする。なお、当該通知は、参加表明書の提出期限日から原則として20日以内に参加希望者に、通知するものとする。
- 2 主務課長は、前項の通知とあわせて、技術提案書等の提出を選定者に要請するものとする。

(非選定者等への理由説明)

- 第14条 非選定者又は参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により主務課長へ説明を求めることができる。
- 2 主務課長は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

(技術等資料の提出)

- 第15条 選定者は、主務課長に技術等資料を参加説明書に示すところにより、原則として持参により2部提出しなければならない。
- 2 技術等資料の作成及び提出に要する費用は、選定者の負担とする。
 - 3 主務課長は、選定者から提出された技術等資料は返却しない。
 - 4 主務課長は、当該業務の評価以外に、選定者から提出された技術等資料を無断で使用してはならない。

(技術資料の審査)

- 第16条 主務課長は、提出された技術提案書等の評価について、審査会の議を経るものとする。
- 2 審査会は、前項の審査を行う場合に必要に応じて、提出された技術提案書等の記載内容について選定者のヒアリングを実施することができる。

(技術提案書等の特定)

- 第17条 技術提案書等の特定にあたっては、特定基準により求めた評価点が最も高い者（以下「特定者」という。）を特定するものとする。なお、評価点と同じものが2者以上あるときは、該当者のうち、業務提案書等の評価点が最も高いものを特定者として特定する。
- 2 主務課長は、前条の評価に基づき技術提案書等を特定しようとするときは、審査会の議を経るものとする。
 - 3 主務課長は、技術提案書等を特定したときは、その結果を速やかに特定者へ通知するものとする。また、特定者として特定されなかった者（以下「非特定者」という。）にも同様に通知するものとする。

(非特定理由説明)

- 第18条 非特定者のうち、技術提案書等の特定結果に対して不服がある者は、前条の通知した翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもって主務課長に非特定理由の説明を求めることができる。
- 2 主務課長は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答する。

(評価結果等の公表)

- 第19条 主務課長は、この要領を適用した業務において技術提案書等を特定したときは、契約後速やかに次の事項を公表するものとする。
- (1) 参加希望者名及び選定者名
 - (2) 各参加希望者及び選定者の技術点

(参加資格の喪失等)

第20条 参加資格のない者又は参加表明書等及び技術等資料に虚偽の記載を行った者の技術提案書等は無効とする。

(再苦情)

第21条 第14条及び第18条の規定による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を除く。)以内に、書面により主務課長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(その他)

第22条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年9月30日より適用する。